

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第9号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月18日 19時16分ごろ	
発生場所	広島県尾道市 大浜崎灯台から真方位328°950m付近 (概位 北緯34°21.8′ 東経133°10.0′)	
事故等調査の経過	平成22年1月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第一くろしお、199トン 134716、有限会社錦江海運 B 引船 第十八協栄丸、134トン 128699、大泉物流株式会社 C 台船 K-2、約2,020トン なし、宗田造船株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士(航海) A 甲板長、五級海技士(航海) B 船長、五級海技士(航海)	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷外板に凹損及び擦過傷 B 船首部外板に凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、因島北方沖を約9.0ノット(kn)の速力で、手動操舵により東進中、B船は、船長Bほか4人が乗り組み、C船をえい航して引船列（以下「B船引船列」という。）を構成し、約9.0knの速力で、手動操舵により北西進中、平成22年1月18日19時16分ごろ、A船の左舷側とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約2.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮流 北西流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、因島北方沖を東進中、当直中の甲板長Aが、右舷方から接近するB船引船列に気付いたが、B船引船列が、A船の前路を通過するものと思込み、B船引船列に対する適切な見張りを行わなかったため、接近したB船引船列に気付くのが遅れた可能性があると考えられる。 B船引船列は、北西進中、船長Bが、夜間、左舷方の狭い水道から航行する船舶はいないものと思込み、左舷方の適切な見張りを行わなかったため、A船に気付かなかった可能性があると考え

	られる。
原因	本事故は、夜間、因島北方沖において、A船が東進中、B船引船列が北西進中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。